

タダ同然で勧誘し、高額な商品を売りつける「催眠(SF)商法」にご注意！

ひたちなか市内で、高齢者がポストに入っているチラシなどを見て、格安で商品が買えるなどという誘い文句につられ、高額な商品を買ってしまうといういわゆる「催眠(SF)商法」の相談が増えています。不安になったり、トラブルに巻き込まれた場合は、消費生活センターへ相談をお願いします。(電話での相談もできます)



ひたちなか市消費生活センター

キャラクター ちゃあくん

催眠(SF)商法とは？

閉め切った会場に人を集め、日用品などをタダ同然で配って雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な健康器具や健康食品(サプリメント)、布団類などを契約させる手口です。主に高齢者が狙われています。

どういつ集め方をするの？

広告チラシ等で、「先着〇名様に、■■を100円で販売」「洗剤無料券プレゼント」などと宣伝し、お客さんを集めます。

どんな場所で行っているの？

閉店したお店の空き店舗
スーパーの敷地内
集合住宅地(アパート)の一室
空き倉庫 等

⚠️ 会場に近づかないようにしましょう

チラシ等の「格安」「無料」「プレゼント」という誘い文句につられて、会場に近づかないようにしましょう。

⚠️ その場で契約しないようにしましょう

今は安くても、高額商品の販売につながる可能性があるため、会場の雰囲気にもまれて、その場で契約しないようにしましょう。

上記のような勧誘を受けた・商品を契約してしまったら・・・

ひたちなか市消費生活センター(029-273-0111 内線3233)

または 消費者ホットライン(188) にすぐご相談ください！